

(日本銀行仮訳)

グループ内の取引とエクスポージャー に関する諸原則

ジョイント・フォーラム

バーゼル銀行監督委員会
証券監督者国際機構
保険監督者国際機構

バーゼル

1999年12月

目的	1
内部取引等の定義と類型	1
原則	2
スタディ・グループの作業	3
監督上の実務に関する調査	3
金融コングロマリットにおける実務	4
金融コングロマリットの監督上の問題に関する分析	5
指針となる諸原則	10

グループ内の取引とエクスポージャーに関する諸原則

目的

1. 銀行、証券および保険業の監督者に対して、金融コングロマリットによるグループ内の取引とエクスポージャー（intra-group transactions and exposures；以下、内部取引等）の健全な管理と制御を、規制および監督上のプロセスを通じて確実なものとするための諸原則を提供すること。

2. 内部取引等はコングロマリットの異なる部門間の相乗効果を生み出し、またそれによって、健全なコスト効率化と利益最大化、リスク管理の向上、並びにより効果的な自己資本と資金調達の管理をもたらすことができる。そうした便益を達成することが、しばしば内部取引等を発生させる組織構造の主要な目的となる。同時に、重大な内部取引等はコングロマリット内における悪影響伝播の経路としての機能を有し、また、潜在的に破綻の処理を複雑化させる。内部取引等の便益とリスクの適切なバランスを達成することはコングロマリットと監督者の重要な目的であり、適切なバランスは内部取引等の機能やタイプによって異なる。

内部取引等の定義と類型

3. このペーパーにおいて、金融コングロマリットとは主たる業務が金融であり、かつ、その規制対象企業が銀行業、証券業、および保険業のうち2つ以上に相当程度従事しているコングロマリットをいう。それぞれの監督上の規律として、対象先の業界についての内部取引等に関する考え方が開発されており、このペーパーは、金融コングロマリットにおける内部取引等の監督上の監視の在り方を検討するにあたって、それらの考え方を基にしている。

4. 内部取引等は金融コングロマリット内における企業間の直接もしくは間接の

請求権という形態をとる。内部取引等は、例えば以下のような多様な方法で発生しうる。

- (a) 株式持合い
- (b) あるグループ内企業が他のグループ内企業と取引したり、もしくはあるグループ内企業が他のグループ内企業のために行うようなトレーディング業務
- (c) コングロマリット内の短期流動性の集約的管理
- (d) 他のグループ内企業から受け、もしくはそれらに供与する保証、貸付、コミットメント
- (e) 管理その他のサービス・アレンジメントの提供（例えば年金のアレンジメントやバック・オフィス・サービスなど）
- (f) 主要株主へのエクスポージャー（貸付のほか、コミットメントや保証のようなオフ・バランスシートのエクスポージャーを含む）
- (g) 顧客資産を他のグループ内企業に委託することによって生じるエクスポージャー
- (h) 他のグループ内企業との間での資産購入もしくは販売
- (i) 再保険を通じたリスクの移転
- (j) コングロマリット内の企業間において第三者に関係するリスク・エクスポージャーを移転するための取引

原則

- ・ 監督者は、直接もしくは規制対象企業を通じて、コングロマリットに、内部取引等に関するものも含む、コングロマリット全体のための適切なリスク管理プロセスを持たせるような手段を講ずるべきである。監督者は必要に応じて、監督上の制限を用いることでこれらのプロセスを強化する等、適切な措置について検討すべきである。
- ・ 監督者は、金融コングロマリット内の内部取引等に関する明確な理解形成の手助けとするため、必要に応じ、定期的な報告やその他の手段

を用いて、適時に規制対象金融機関の重大な内部取引等を監視すべきである。

- ・ 監督者は、内部取引等についてのパブリック・ディスクロージャーを促すべきである。
- ・ 監督者は、他の監督者の懸念を確認するために互いに密接に連絡を取り、グループ内の内部取引等に関連するあらゆる監督上の措置について適切と思われる調整を行うべきである。
- ・ 監督者は、直接もしくはグループ全体への悪影響を通じて、規制対象企業に悪影響を与えられる重大な内部取引等について、効果的かつ適切に対応すべきである。

スタディ・グループの作業

5. 内部取引等とリスク集中に関するスタディ・グループは、次の2つの質問状を利用し、内部取引等のリスク管理に関する実態調査を実施した。1つは、監督上の実務に関するものであり、もう1つはコングロマリットの実務に関するものである。これらの質問状への回答は、以下に要約されている。スタディ・グループは、10の金融コングロマリットに対して、内部取引等に関する管理の実務について調査を行った。この中には、銀行主導で証券業務と保険業務のいずれかまたは両方を行っているコングロマリットが6つ、保険主導で銀行業務もしくは証券業務を行っているコングロマリットが2つ、証券主導で銀行業務も行っているものが1つ、銀行業務と保険業務の双方を行っている混合コングロマリットが1つ含まれていた。

監督上の実務に関する調査

6. 内部取引等の規制範囲は、その法域の監督上の枠組の影響を受ける。いくつ

かの監督体制では、規制対象の親会社とその子会社との間の取引、同一の規制対象の親会社の下にある子会社同士の取引、同一国内にあって同一もしくは類似した規制に服しているような兄弟関係にある機関の間の取引を内部取引等の規制対象外としている。一般的に、内部取引等の規制は規制対象企業と直接の規制体制の「外部」にある企業との取引を対象としている。結果として、ある部門にある規制対象企業と他の部門の規制対象企業との間の内部取引等は、一般的に内部取引等の規制によって、恐らく双方の部門で制限を課されているであろう。内部取引等の規制は、ほぼ常に規制対象企業と規制対象外の関係会社や持株会社との間の取引に適用される。

7. ほとんどの監督体制は、悪影響を持つ内部取引等が発生する前にそれを禁止するように設計されている。監督上の努力は、規制対象企業の財務状況を弱める効果を持ちうるような内部取引等を対象としてきた。規制上の手段としては、自己資本や利益の移転の直接的な禁止、担保の要求、移転の制限、監督者による事前承認の要求、特定類型の取引の制限等がある。さらに、ほとんどの監督体制では、内部取引等が発生した場合に独立主体間の条件（arm's length terms）もしくは少なくとも規制対象企業にとって不利でない条件で行われるように要求している。ある監督者は内部取引等に関する法定の報告や、財務諸表への注記によるパブリック・ディスクロージャーを要求している。別の監督者は、監督者が内部取引等を分析するために、連結上の損益およびバランスシート情報を提出するとともに全ての主要子会社の財務諸表を連結するよう要求している。

金融コングロマリットにおける実務

8. 調査対象となった10のコングロマリットの中で、一部の先は規制の遵守のみを監視し、その他の点では内部取引等にほとんど注意を払っていなかった。さらに、そうしたコングロマリットの管理職は、知識の水準や取引の両当事者に対する統一された制御が存在することを理由に、しばしば監視は不要と考えている。一部のコングロマリットは内部取引等に焦点を当てるのが、法人ご

とよりはむしろ業務ラインごとに管理を行うという企業戦略と整合性を欠くとも考えている。

9. しかしながら、いくつかのコングロマリットは内部取引等を綿密に監視し、もしくはその利用に際し、いかなるエクスポージャーにも担保を要求するなど条件を付している。スタディ・グループはそうしたコングロマリットにおける内部取引等への注目の高まりの背景にある理由に関心を持った。一部の企業にとって、内部取引等の管理はコーポレート・ガバナンスと内部管理の重要な要素である。大規模で国際的に活動している金融コングロマリットの規模、複雑性、法人数に鑑みれば、自己資本、資金調達、その他のリスクや収入を移転する仕組みを管理することは、個別の地域や法人における異常ないしは過度な活動を制限し、もしくは上級管理職の注意を喚起する手段を提供することになる。関連する別の動機は、正確な費用の経理と収益の帰属を確保し、また、それによってコングロマリット内における管理職のインセンティブ・システムの効果を確実にすることにある。こうした理由は、次のセクションで述べられている監督者の懸念とはかなり異なっているものの、内部取引等の健全な管理をもたらすとともに、監督者が内部取引等とその管理を監視することを可能にする情報システムや管理職への報告制度を生み出しているように思われる。

金融コングロマリットの監督上の問題に関する分析

10. 内部取引等があること自体は監督上の懸念とはならない。それらはコングロマリット内の規制対象企業に対して便益を与え、もしくは害を及ぼすような目的のための手段として捉えられるべきである。

11. コングロマリットは主要な活動を集約化して、リスク管理を容易にし、効率性を追求し、自己資本と資金調達を管理するために、内部取引等を行う。金融コングロマリットの出現とその運営の複雑さは、幅広い内部取引等をもたらしている。最近重要になっている内部取引等の類型であるデリバティブ、サービス、手数料サービス・アレンジメントなどは、ジョイント・フォーラムの成

果である「監督上の情報交換に関する枠組」と題したペーパーで述べられているように、変化する組織構造や、業務ラインによる管理・制御の進展を反映している。

12. 金融コングロマリットにおける内部取引等の重要性と構造変化は、内部取引等が規制対象企業やその顧客にとって不利ではないことを確実にするための内部取引等の評価について、監督上の困難を増大させている。一般に、監督上の懸念は次のような場合に生じる。

- ・ 内部取引等が規制対象企業からの自己資本や収入の不適切な移転をもたらす場合
- ・ 内部取引等が独立の主体として (at arm's length) 運営されている者であったならば同意しないような、また規制対象企業に不利であるような条件や状況で行われている場合
- ・ 内部取引等がグループ内の個別企業の支払能力、流動性、収益性に悪影響を及ぼし得るような場合
- ・ 内部取引等が監督上の裁定の手段として用いられ、それによって自己資本その他の規制を全体として回避している場合

13. 内部取引等はサービスと手数料サービス・アレンジメントの形態を取り、ある一時点における移転というよりもむしろ継続的な義務を表すことがある。監督者とコングロマリットはそうした取引の価値を考慮し、それらが市場価格以外で、もしくは、規制対象企業やその顧客に不利となりうるような条件で行われていないかどうか確かめる必要がある。同時に、そうした内部取引等は伝統的な規制形式に容易には適さない。そうした取引について、監督者は一般に規制対象企業にグループ内の関係に関する管理と監視について説明義務を課す

であろう。

14. 内部取引等の拡大とその構成の変化はコングロマリット内の規制対象企業への悪影響伝播の経路を広げ、また、困難な状況になったり破綻に瀕しているコングロマリットの中にある規制対象企業の処理を潜在的に複雑化させている可能性がある。後者の懸念は、支払不能に関する制度が国や規制上の管轄権によって異なり得るため、国際的に活動する金融コングロマリットにとって特に重要である。この点で、内部取引等が部門別もしくはグループ全体の集中の類型として大き過ぎるために、多くのコングロマリットや監督者が十分な監視を行うことができないことがあり得る。

15. 規制対象企業からの自己資本の移転につながるような、株式の購入その他の手段を通じた規制対象企業から規制対象外の親会社もしくはグループ内の他の規制対象外の企業への資源の移動は、全てが有害ではないものの、特に監督上の懸念となりうる。とりわけ自己資本の流出と、ダブルもしくはマルチプル・ギアリングについては、ジョイント・フォーラムの「自己資本の充実度に関する諸原則」ペーパーで取り扱われている。規制対象外の企業を含む内部取引等に関係するリスクは、そうした企業がコングロマリットのみと取引を行うのか、外部の当事者と取引するのかによっても影響を受けるであろう。なぜなら外部の当事者はコングロマリットに新たなリスクを持ち込み得るからである。規制対象外の企業との内部取引等に関する懸念の程度は、監督者が規制対象外の企業から情報を取得したり、その行動に対して直接もしくは規制対象企業を通じて間接に影響を及ぼすために有している手段の有効性に影響される。

16. 内部取引等に対する監督上の方針を策定するにあたって、個々の監督者は、監督上の懸念を、多くのコングロマリットが幅広く内部取引等を利用する目的であるリスク管理の向上、自己資本と資金調達により効率的な制御、コストの効率化、に対して比較考量する必要がある。適切な均衡点を探り当てる必要性は、監督者が個々のコングロマリットにおける内部取引等の役割と、監督上の

監視の必要性を理解することの重要性を示す。監視は、報告から実地の検証まで監督体制によって異なる形式を取り得るが、効果的な監視が重要である。

17. 内部取引等は二者間の性質を持つので、部門レベルにおける規制その他の監督上の監視が内部取引等に関する監督上の懸念に対処する主要な手段となる。内部取引等の監督上の監視の程度は、それぞれの監督体制に依拠する他の要素 - 自己資本規制、検証、財務報告等 - に依存する。そうした要素は体制によって異なるため、監督者は内部取引等に関する部門レベルのアプローチを規制的なものから比較的自由なものまでの連続的な範囲の中で適合させるが、どのアプローチであってもいくらかの監視の要素を含める。連結ベースの監督制度がコングロマリットのうちの全てもしくは重要な部分をカバーしている時には、連結財務諸表を通じて連結ベースの監督者に提供される概観や、内部取引等に関する監督上の報告は、多くの法域でそうであるように、内部取引等の相当地に自由な実施を許容するのに十分なものと考えられるかもしれない。そうしたアプローチは部門別の監督者が課している規則を覆すものであってはならない。

18. 内部取引等に関する監督体制が著しく相反している場合には、コングロマリット監督の有効性は減殺されるかもしれない。このことは、規制対象外の企業が存在する場合には特に当てはまることであろう。そのため、部門における内部取引等に関する方針の策定における一つの要素は、グループ内の二つの企業の監督上の環境と、主要な法域における内部取引等の規制および監督上の監視に関する特質を完全に理解することである。それぞれの取引において、それぞれのグループ内企業は綿密なレベルの規制と監督を受けているのか、それともわずかな制約があるだけであろうか？ それら二つの環境における規制の程度の組み合わせは、内部取引等に関係する可能性のある監督上のリスクの程度と性質に影響を及ぼすであろう。

19. そのため監督者は、内部取引等がどのように規制対象企業に影響を及ぼす

のかを見極めるため、コングロマリットの全体的なリスク・プロファイルを理解することに強い関心を有している。監督者間の協力と意思疎通がそうした理解に貢献し得る。

20. 監督上の懸念の性質が、コングロマリット内の規制対象企業が重大な内部取引等を測定、監視、管理するためのプロセスを、より広範なリスク管理システムの一部として持っていることを不可欠のものとしている。良く管理されたコングロマリットは、主として内部管理とコーポレート・ガバナンスの理由から、内部取引等の管理を強調しているように思われる。内部取引等に関する監督上の注目が一般に規制対象企業への悪影響やその弱体化に対する懸念から生じている一方で、効果的な内部管理とコーポレート・ガバナンスの枠組が内部取引等の管理において重要な手段であると認識されている。コングロマリットが内部取引等に対する制御を確立している場合には、コングロマリットの監視システムは、監督者が内部取引等を監視するために入手することを望むような、それらに関する情報を提供する可能性が高い。

21. コングロマリットによる内部管理と監督者による監視に加え、パブリック・ディスクロージャーは、市場規律の強化を通じて、内部取引等を健全に管理させるのに役立ち得る。コングロマリットによる内部取引等のパブリック・ディスクロージャーは、2つの目的に資する。第一に、効果的に内部取引等を認識かつ管理している組織とそうでない先を他の市場参加者が差別化できるようになることによって市場規律を強化することができ、それによって監督者が健全なリスク管理の実務の採用を促進するにあたっての手助けとなる。ディスクロージャーを通じ、債権者はコングロマリットの他の法人における出来事が、個別の法人に対する債権の返済にどのように影響するのかについてより良く理解することができる。第二に、ディスクロージャーは、コングロマリットにおける重大な内部取引等を理解するうえで監督者にとって有益なものであり得る。監督者は、そうしたディスクロージャーがさらなる質問や議論のための単なるスタート地点であると考えられることも多いが、そうしたディスクロージャーは金

融コングロマリットがいくつもの監督当局に対応するために被る負担を軽減させるかもしれない。

22. ディスクロージャーが適時性、信頼性、目的適合性、十分性を持って (timely, reliable, relevant and sufficient) はじめて、市場規律が有効になる。少数のサンプルの金融コングロマリットが公表している財務報告をみると、内部取引等のディスクロージャーは最低限のものであり、特に年次報告書においては、かなり充実させる余地がある。しかしながら、コングロマリットにおける内部取引等の範囲の拡大は、過大な情報量を生み出す潜在性を有する。この点において、コングロマリット内の法人間における主要な関係に関する迅速で詳細な情報を通常の財務報告時以外に公表することは効果的で、年次その他の定期的なディスクロージャーの建設的な補完になると考えられる。さらに、内部取引等の管理に関する定性的情報は定量的情報を意味あるものにするために欠かせないものであり続けるだろう。

指針となる諸原則

23. コングロマリットにおける内部取引等に関する監督上の方策は、金融機関が問題含みもしくは過剰な内部取引等と、独立主体間のものでない (non-arm's length) 取引を制御するよう誘導するために監督者が有している権限を反映せざるを得ない。いくつかのケースでは、監督者はコングロマリット全体のリスク管理を監督するための十分な権限を有するであろう。多くのケースでは、そうではないであろう。全てのケースにおいて、監督者は、部門を跨って重大な内部取引等を監視できるように、そして、内部取引等に関係するリスクがどのように管理されているかを掴むことができるようにするために、情報を集め、かつ保護する十分な権限を持つべきである。監督者は、また、操作的、もしくは濫用的な内部取引等について、必要に応じ、制限や救済的措置のような予防的規制によって対処する権限を持つべきである。十分な権限を欠いている場合には、監督者は所要の追加的権限を求めるべきである。

- ・ **監督者は、直接もしくは規制対象企業を通じて、コングロマリットに、内部取引等に関するものも含む、コングロマリット全体のための適切なリスク管理プロセスを持たせるような手段を講ずるべきである。監督者は必要に応じて、監督上の制限を用いることでこれらのプロセスを強化する等、適切な措置について検討すべきである。**

24. 内部取引等に起因する監督上の懸念の多く、特に悪影響の伝播は、コングロマリット内の優れた内部管理によって軽減されうる。監督者は金融コングロマリットが内部取引等を測定、監視、管理するための枠組を持っていることを期待している。監督者は規制対象企業が内部取引等を、それぞれの規制対象企業の財務の健全性（financial integrity）が守られるような方法で監視および管理することを期待すべきである。監督者は、直接もしくは規制対象企業を通じて、金融コングロマリットが、内部取引等を管理するために制限を設け、統制を働かせるような手段を講ずるべきである。例えば、監督者は、制御が十分ではないと考える場合や、濫用的または操作的な活動を行った証拠がある場合には、監督上の制限やその他の措置を検討すべきである。

25. 内部取引等に関する健全なリスク管理プロセスは、取締役会もしくはその他の適切な機関¹によって承認された方針と手続、そして、それぞれの規制対象企業の実務取締役と上級管理職双方による活発な監視に始まる。当該プロセスは、コングロマリット・レベルにおけるものに加えて、個々の規制対象企業レベルにおいて二者間取引のそれぞれの側が分析されうるように、重大な内部取引等を測定および監視するための統合された枠組を含むべきである。包括的な経営情報および報告制度は、健全なリスク管理アプローチにとって不可欠である。

¹ 金融機関のコーポレート・ガバナンスは、国によって異なっている。一部の国では、取締役会が、執行部（上級管理職や一般管理職）が確実に役目を果たすように、監督するな機能をたとえ独占的でないとしても中心的に果たしている。こうした理由から、これは「監督役会」（supervisory board）として知られている。これは、取締役会が業務執行機能を持たないことを意味している。対照的に、他の国では、取締役会が、金融機関の経営のための全般的な枠組を定めているという点で、より広範な権限を有している。

最後に、定量化の可能なリスクと同様、定量化し得ないリスクにも十分な注意を払うべきである。

26. 異なる部門の金融機関が合併し、金融コングロマリットが発展すると、内部取引等の潜在的な規模、量、複雑さが増大しうる。合併や業務拡大の申請を評価する際には、監督者は、経営者がグループ・レベルで行う、重大なリスク集中の管理に関する計画を勧案すべきである。

- ・ 監督者は、金融コングロマリット内の内部取引等に関する明確な理解形成の手助けとするため、必要に応じ、定期的な報告やその他の手段を用いて、適時に規制対象金融機関の重大な内部取引等を監視すべきである。

27. 監督者は、重大な内部取引等の監視をコングロマリット自身のコーポレート・ガバナンスと内部管理機構の性質と範囲に基づいて適合させることができるであろう。監督者は決められた標準規準を超える内部取引等について、単体および連結の両方のベースで、情報へのアクセスを有するか定期的に報告を受けるべきである。このことは、監督者が適切に内部取引等を見出すには、連結および非連結の両方の財務諸表を参照する必要があることを示している。

28. 全ての重要な企業が規制対象であり、業務ラインその他の活動が法人ラインに沿っているため、監督上の懸念がほとんどないという金融コングロマリットがあるかもしれない。しかしながら他の場合、特にコングロマリットが重要な規制対象外の企業を含んでいたり、その法人構造と非常に異なった組織構造を有している場合には、金融コングロマリットの規制対象企業、また金融コングロマリット全体による内部取引等の健全な管理が、重要な関心となるだろう。監督者は重大な内部取引等の程度とその管理の両方を慎重に監視すべきである。

29. 異なる金融部門における自己資本規制や会計規則への異なったアプローチ

は、規制上の裁定の機会を増加させているかもしれない。監督者はそのような裁定を生じさせる内部取引等の識別について特に注意を払うべきである。

30. 内部取引等の進展に伴い、そうした取引の報告もまた進歩し、また、新たな構造に関連するような新たな便益とリスクを考慮に入れるに違いない。

- ・ **監督者は、内部取引等についてのパブリック・ディスクロージャーを促すべきである。**

31. 内部取引等の場合においては、内部取引等のパブリック・ディスクロージャーは、コングロマリット内の様々な企業間の関係に関する考察を提供することにより、市場規律を促進し得る。効果的なパブリック・ディスクロージャーにより、市場参加者がリスクを効果的に管理するコングロマリットに対して報酬を与え、また、そうでない先に不利益を課すことが可能となり、それによって、監督者が出すメッセージを補強することが可能となる。市場規律が有効であるためには、ディスクロージャーは適時性、信頼性、目的適合性、十分性を持つ必要がある。金融コングロマリットにおけるあり得べき内部取引等の多様さに鑑みると、ディスクロージャーの強化は単に内部取引等の規模を強調するのではなく、財務諸表の読み手がコングロマリットの運営について、より広範な理解を得るのを手助けすることである。当然このことはコングロマリットの重大な内部取引等の範囲、重要性、管理といった定性的情報を定量的情報とともに拡大させディスクロージャーを強化することを意味する。さらに、パブリック・ディスクロージャーは、監督上の監視とリスク評価を促進し、監督者が更に重要な問題を探求するように導くこともある。

32. 内部取引等に関するディスクロージャーが、企業秘密や、プライバシーを不当に侵害する顧客情報の開示に及ぶような方法で行われることは意図されていない。

- ・ 監督者は、他の監督者の懸念を確認するために互いに密接に連絡を取り、グループ内の内部取引等に関連するあらゆる監督上の措置について適切と思われる調整を行うべきである。

33. 内部取引等を扱う監督上の手法とその原理に関するよりよい理解は、内部取引等の結果としてコングロマリットが直面しうる困難についてグループ全体での評価を可能にする。そのため、監督者間の情報共有と連絡は重要である。法域や部門を跨る内部取引等に関係する監督上の懸念は監督者間の意思疎通によって軽減されるかもしれない。

34. 一般的に、各部門内において情報交換を認める経路は確立されている。ジョイント・フォーラムは、とりわけ「監督上の情報交換に関する諸原則」と「監督上の情報交換に関するコーディネーター」と題された文書において、部門を跨った情報共有のための諸原則を定めている。これらの文書は、ジョイント・フォーラムのパッケージにあるその他の文書とともに、金融コングロマリットの監督において、監督者が互いにより密接かつ効果的に連絡を取るための努力を支援する諸原則と手法を提供している。

35. 内部取引等の規制に対する監督上のアプローチに影響を与える主たる考慮の一つは、コングロマリットの法的構造とコングロマリットが業務を行うそれぞれの法域と国における法的枠組である。財務悪化のシナリオにおいては、別々の法人のそれぞれに関する清算と破産の制度によって、どの時点で規制対象企業が危機にさらされ、清算や処理に移行するか決定される。監督者は、問題のあるコングロマリットの中にある規制対象企業に対してそうした制度が及ぼす影響を予測できるようにするために、破産・清算制度における差異が存在することを認識し、必要に応じて、可能な場合には他の監督者と調整する必要がある。

- ・ 監督者は、直接もしくはグループ全体への悪影響を通じて、規制対象

企業に悪影響を与えと思われる重大な内部取引等について、効果的かつ適切に対応すべきである。

36. ほとんどの監督体制は悪影響を及ぼすような内部取引等を禁止するよう設計されている。もし禁止されている取引が発生したり、金融コングロマリットが財務上の安定性に影響し得るような内部取引等に晒されている場合には、監督者は規制対象企業に関して適切な措置を講ずるべきである。監督上の措置の例には、禁止されている取引の無効や打ち切り、内部取引等の利用法の将来に亘っての変更、その他の健全性確保のための措置の受容、といった要求を行うことが含まれる。監督者はまた、内部取引等に対処するための権限を欠いている場合には道徳上の説得（moral suasion）を用いなければならないかもしれない。内部取引等がコングロマリット内の複数の規制対象企業に跨る場合には、（主たる監督者²のほかに）関連する監督者の間の協力が重要である。

² 当文書において、『主たる監督者』という用語は、「一般的に、その親会社もしくはコングロマリットにおける（例えば貸借対照表上の資産、収入もしくは支払能力規制の観点からみて）主な規制対象企業の監督者であると考えられている」（金融コングロマリットに関するジョイント・フォーラムが1999年2月に公表した「金融コングロマリットの監督について」の101ページ）。